

多賀城市体育協会会則

第 1 章 名称及び事務所

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、多賀城市体育協会と称し、事務所を特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ内に置く。

第 2 章 目 的

(目 的)

第 2 条 本会は、市内のスポーツ・レクリエーション団体を統括し、これを育成して健全なスポーツの普及振興並びに市民の健康増進に寄与することを目的とする。

第 3 章 事 業

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の強化発展と相互の連携融和を図ること。
- (2) 市民の健康増進及び体力向上に関する事業についての計画を策定すること。
- (3) スポーツに関する各種事業の実施又は後援に関すること。
- (4) 多賀城市が実施する社会体育事業について支援及び協力すること。
- (5) 体育施設の整備促進に関すること。
- (6) スポーツ少年団の育成に関すること。
- (7) 本会の発展に功労のあった個人及び団体並びにスポーツの振興に勲功のあった個人及び団体を表彰すること。
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業を実施すること。

第 4 章 組 織

(組 織)

第 4 条 本会は、市内に事務所を有する各種スポーツ・レクリエーション団体をもって組織する。
2 本会は、財団法人宮城県体育協会に加盟する。

第 5 章 加盟及び脱退並びに任務

(加 盟)

第 5 条 本会に加盟しようとする団体は、次の書類を添えて会長に申請し、評議員の現在数の 3 分の 2 以上の同意を得て加盟することができる。

- (1) 加盟申込書
- (2) 会則若しくは規約又はこれに類するもの
- (3) 役員及び会員名簿
- (4) 事務所所在地及び責任者の住所氏名
- (5) 事業計画書
- (6) 収支予算書

(脱 退)

第 6 条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出しなければならない。

2 本会の加盟団体が、第4条第1項に掲げる資格を失ったとき、または本会の加盟団体として不適当と認められる場合は、評議員の現在数の過半数の同意を得て脱会させることができる。
(任 務)

第7条 加盟団体は、各団体の総会終了後速やかに事業計画書及び収支予算書を事務局に提出しなければならない。

2 会則若しくは規約、役員その他の異動については、その都度書面をもって報告しなければならない。

第 6 章 会 計

(経費の構成)

第8条 本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 加盟団体からの分担金
- (2) 事業収益金
- (3) 補助金
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(分担金)

第10条 本会に加盟する団体は、次に掲げる分担金を毎年納入しなければならない。

- (1) 多賀城市体育協会加盟団体 10,000円
- (2) 多賀城市スポーツ少年団 30,000円

(特別会計)

第11条 本会は必要に応じ、理事会の承認を得て特別会計を設けることができる。

第 7 章 役員及び評議員

(役員及び評議員の選任)

第12条 本会に次の役員及び評議員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 理 事 長 1名
- (4) 副理事長 1名
- (5) 理 事 加盟団体から1名ずつ
- (6) 監 事 2名
- (7) 評 議 員 加盟団体から1名ずつ

2 会長、副会長及び監事は、総会で選任する。

3 理事長、副理事長は、理事の互選で選任する。

4 同条第1項第5号の規定にかかわらず、学識経験者等及び事務局長を理事に選任することができる。

5 理事が、会長、副会長、理事長又は監事に就任したときは、理事の資格を失い、当該理事を推薦した加盟団体は、後任の理事を推薦しなければならない。

6 役員及び評議員は相互にこれを兼ねることができない。

(役員及び評議員の任務)

第13条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理し又はその職務を行う。

3 理事長は、理事会の議決に基づき本会の会務を掌理する。

- 4 理事は、理事会を構成して会務の企画並びに運営等の基本方針を策定する。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。
- 6 評議員は、この会則に定める任務を行う。

(役員及び評議員の任期)

第14条 役員及び評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員された役員及び評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員及び評議員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務及び任務を行わなければならない。

第 8 章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第15条 本会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問及び参与は、本会の会議に出席して意見を述べることができる。

第 9 章 会 議

(会議の種類)

第16条 会議は総会及び理事会とし、会長がこれを招集する。

(会議の定足数)

第17条 会議の成立は、すべての構成員の過半数以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

(会議の議決等)

第18条 議事の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合においては、議長の決するところによる。

- 2 やむを得ない事由により会議に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会)

第19条 総会は、毎年1回定期的に開催する。また、必要に応じて臨時に総会を開くことができる。

- 2 総会は、役員及び評議員で構成し、会長が議長となる。
- 3 総会は、次の事項を付議する。
 - (1) 事業報告及び決算報告に関すること。
 - (2) 事業計画及び予算計画に関すること。
 - (3) 役員を選任に関すること。
 - (4) 会則等の改廃に関すること。
 - (5) その他の重要事項に関すること。

(理事会)

第20条 理事会は理事をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。

- 2 理事会の議事は、理事長がこれを統括し議長となる。
- 3 理事会は、本会の事業計画を企画、立案し、会務の運営並びに執行にあたる。

第 10 章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第21条 会長は、総会及び理事会（以下本条において「総会等」という。）を開催するいとまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項について軽易なものについては、これを

専決処分とすることができる。

第 1 1 章 多賀城市スポーツ少年団

(多賀城市スポーツ少年団)

第22条 本会に多賀城市スポーツ少年団（以下「スポーツ少年団」という。）を置く。

2 スポーツ少年団は、第3条第6号及びその他関連する事業を行う。

第 1 2 章 専 門 委 員 会

(専門委員会)

第23条 本会は必要に応じ、理事会の議決を経て専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に委員長を置き、会長の指名する者がこれにあたる。

3 専門委員会の名称、委員その他の必要な事項については別に定める。

第 1 3 章 事 務 局

(事務局)

第24条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 前項に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

第 1 4 章 補 則

第25条 この会則に定めるもののほかその他必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この会則は、平成8年4月26日から施行する。

2 多賀城市体育協会会則（平成4年5月22日施行）は、廃止する。

一部改正

第7章第12条第1項及び3項については、平成12年4月7日から施行する

一部改正

第1章第1条第1項については、平成17年5月14日から施行する